

奈良県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十三年分の収支報告書について、大久保かずとしを支える168会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十四年十一月奈良県選挙管理委員会告示第五十一号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十八年三月一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

大久保かずとしを支える168会の項1中「収入総額	325,320」を	
「収入総額	75,369」に改め、「前年繰越額	225,303
」を削り、「本年收入額	100,017」を「本年收入額	7
5,369」に改め、同項3中「寄付	100,000」を「寄付	
75,352」に、「個人分	100,000」を「個人分	75,352

」に改め、同項5を次のように改める。

5 寄附の内訳

(個人分)

大久保一敏 75,352 北葛城郡玉寺町